③ have proven the products consistent with the specifications

⑺ Time-limit for tender : 16 : 00 10 August 2011

⑻ Contact point for the notice : Contract Team, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 2―18―19 Nishiki Naka-ward Nagoya-city, Aichi-pref, 460―0003, Japan. TEL 052―222―1448

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成23年６月17日
支出負担行為担当官
消防庁総務課長　荒川　　敦
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
１　掲載日
平成23年５月16日（号外政府調達第88号）
２　訂正内容
３ページ１段目「３　入札書の提出場所等⑶入札及び開札の日時及び場所　平成22年７月８日10時00分」を「３　入札書の提出場所等⑶入札及び開札の日時及び場所　平成23年７月８日10時00分」に訂正します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成23年６月17日
支出負担行為担当官
国立医薬品食品衛生研究所総務部長
高見澤　博
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
１　掲載日
平成23年６月３日（号外政府調達第102号）
２　訂正内容
５ページ２段目、１⑴「品目分類番号　16」を「品目分類番号　24」に、１⑵「調達件名及び数量　超電導核磁気共鳴装置１式賃貸借」を「調達件名及び数量　超伝導核磁気共鳴装置１式賃貸借」に、５ページ４段目、５⑵「Classification of the products to be procured : 16」を「Classification of the products to be procured : 24」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年６月17日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　梅山　和成
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14
○第11号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　横浜港臨港道路南本牧ふ頭本牧線仮設桟橋・桟台築造他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　横浜市中区南本牧地区及び本牧地区地先
⑷　工事内容　海上地盤改良工　１式、基礎工　１式、本体工　１式、構造物撤去工　１式、仮設工　１式
⑸　工期　契約締結日から平成24年３月28日まで
⑹　本工事は、入札時に「企業の高度な技術力［ＶＥ提案等の技術提案（施工計画『鋼管杭打設及びジャケット据付の精度向上に関する施工管理』）］及び［工事全般の施工計画（施工上配慮すべき事項等の技術的所見）］」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事であるとともに、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。
⑺　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
⑻　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑼　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。
⑾　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⑿　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⒀　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　関東地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が、1,150点以上の者であること。）
⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。）
ア）海上工事として、外径1,000㎜以上且つ杭長30m以上の鋼管杭（鋼管矢板含む）の打設を施工した工事
イ）海上工事として、鋼構造物の製作、据付を施工した工事
上記ア）、イ）は別件工事でもよいものとするが、全ての実績を満たすものとする。